

設計業務_共通編 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p>1 . 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。</p> <p>2 . 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3 . 受注者は、本条 2 項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</p> <p>4 . 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>5 . 受注者は、設計に当たって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6 . 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、 J A S の規格品及びこれと同等品以上とするものとする。</p>	<p>第 1209 条 設計業務の条件</p> <p>1 . 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。</p> <p>2 . 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>3 . 受注者は、本条 2 項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を調査職員と協議するものとする。</p> <p>4 . 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して調査職員の承諾を得るものとする。</p> <p>5 . 受注者は、設計に当たって、現場条件等から特許工法等特殊な工法を使用する場合には、調査職員の承諾を得るものとする。 なお、使用にあたっては、現場条件等を十分勘案のうえ、工法に求める要件(機能、性能、環境、工期、コスト等)を適切に定めるとともに、複数の工法との比較を行うものとする。特許工法等特殊な工法の機能等について、工法に求める要件以外ものは全てオーバースペックと考え比較の対象としない。</p> <p>6 . 設計に採用する材料、製品は原則として J I S、 J A S の規格</p>

設計業務_共通編 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。<u>施設台帳等は、「施設台帳等作成の手引き」(兵庫県県土整備部)により作成するものとする。</u></p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>設計図面は、「CAD製図基準(案)」(国土交通省)、「CAD製図基準に関するガイドライン(案)」(国土交通省)により作成に示す方法により作成するものとする。</p>	<p>品及びこれと同等品以上とするものとする。</p> <p>第 1211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書</p> <p>設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。<u>施設台帳等は、「施設台帳等作成の手引き」(兵庫県県土整備部)により作成するものとする。</u></p> <p>(2) 設計計算書等</p> <p>計算項目は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(3) 設計図面</p> <p>設計図面は、「CAD製図基準(案)」(国土交通省)、「CAD製図基準に関するガイドライン(案)」(国土交通省)により作成に示す方法により作成するものとする。<u>なお、工法及び製品を図示した場合は、その図面に「参考図」と記載するものとする。</u></p>